

第4編

都市と自然が調和 した快適なまちに なっています

大 約

第1章 魅力ある都市空間が形成されたまち

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるコンパクトな都市づくりを目指します。

第2章 交通ネットワークが整ったまち

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

第3章 人にやさしい住まい・住環境が形成されたまち

誰もがずっと暮らしたい、魅力とやさしさがあふれる住環境が形成されたまちを目指します。

第4章 地球や自然を大切にするまち

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にするまちを目指します。

第5章 資源が循環する環境にやさしいまち

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

第1章

魅力ある都市空間が 形成されたまち

基本方針

環境負荷が少なく、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができるコンパクトな都市づくりを目指します。

そのため、高齢者や子育て世代の誰もが買物や医療・福祉などの日常的な生活サービスを便利に利用できるよう拠点に様々な機能を集めるなど、集約型の都市構造への転換を進めます。また、地域の特性を活かした良好な景観を守り、創り、育てる取組みを進め、魅力ある都市空間の創出に努めます。あわせて、市街化調整区域においては、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用を進めます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
魅力ある都市空間が形成され住みやすいと思う市民の割合	71.4%	72.0%

現況と課題

- 人口減少や高齢化の進行は、低密度な市街地の拡大により都市機能が低下し、生活の利便性も低下するといった悪循環を招き、都市活力の維持が困難になることが懸念されます。そのため、都市のコンパクト化を図り、効果的で効率的な都市経営を実現し、都市の活力が維持できる持続可能なまちづくりが必要です。
- 市街化調整区域では、耕作放棄地の増加や森林等の自然環境の荒廃、集落の活力の低下などが顕在化しています。そのため、自然環境と優良農地の保全を図るとともに、既存集落の活力の維持に必要な取組みを進めていく必要があります。
- 土地の基礎的な情報を整備する地籍調査は、一部の地域にとどまっています。今後も土地の有効な利用促進を図るため、地籍調査を継続して進めていく必要があります。
- 周辺環境と調和しない建築物や屋外広告物、電柱・電線類、空き地やごみのポイ捨て等によって、良好な景観が阻害されることが懸念されます。そのため、都市の魅力を高める景観形成に取り組んでいく必要があります。
- 土地区画整理事業などの面的な整備がなされていない地域には、狭い道路などが多く、安全面、防犯面、景観面で問題を抱えている地区があります。今後の土地利用の方向性を検討する中で、安全で快適な市街地整備を計画的に進めていく必要があります。
- 中心市街地は、都市基盤となる鉄道や都市計画道路等の交通インフラが充実しています。しかし、空き地・空き店舗や老朽建築物等が増加し、まちのにぎわいや魅力が低下しており、景観や都市防災機能の悪化も問題となっています。にぎわいと活力をもたらすために、駅周辺地区などのポテンシャルを活かし、都市機能の更新や建物の高度利用等を進め、居住人口及び交流人口の増加を図る必要があります。
- 本市の公園は、遊具などの老朽化やニーズの変化により、利用者が減少しています。あわせて、ボランティア活動の促進などによる緑あふれるまちづくりが求められています。



施策推進の視点

視点
1

土地利用の計画的な誘導と利用促進

市民生活や産業活動など、様々な都市活動が効率よく機能する都市空間を実現していくため、自然環境や優良農地に配慮しながら、地域の実情に応じた計画的な土地利用の誘導を図り、必要に応じて区域区分や地域地区等の見直しを検討します。

また、土地の有効な利用を促進するため、地籍の明確化を図ります。

視点
2

良好な都市景観の形成

市民、事業者、行政が各々の役割を担いながら、多様な景観資源を活かしつつ良好な景観を形成するとともに、空家・空き地等の所有者等に対する適正な管理に向けた啓発・指導や、ごみのポイ捨て等に対する市民等のモラル向上を図るため環境美化に関する啓発を進めます。

視点
3

良好な市街地の形成

面的な整備がなされていない地域については、安全で快適な都市環境の創出や、都市防災機能の強化について検討します。中心市街地においては、地区的ポテンシャルを活かし、にぎわい・文化拠点の形成、人々の交流機会の拡大及び居住の場としての魅力向上を図ります。

視点
4

緑豊かで快適な都市環境の創出

公園施設の安全性確保とあわせ、長寿命化対策を踏まえた公園施設整備に取り組むとともに、遊具の統廃合をはじめ、公園機能の再編による施設の見直しなど、効率的な管理運営を図ります。

また、さらなるボランティア活動の促進を図るなど、市民との協働による緑のまちづくりを推進します。



諏訪公園

第2章

交通ネットワークが整ったまち

基本方針

安全で快適な道路環境を確保するとともに、鉄道、バス、旅客船等を活かした利便性の高い交通ネットワークが整ったまちを目指します。

そのため、有明海沿岸道路や幹線道路等の整備とあわせ、市民生活に密着した生活道路を適切に維持管理していきます。また、国・県、関係機関等との連携を図りながら、公共交通の維持・確保に努めます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
人口に対する1日当りの市内路線バス利用者の割合	4.0%	4.2%
橋梁長寿命化修繕計画における整備進捗率	25.6%	57.4%

現況と課題

- 有明海沿岸道路は、福岡県南地域及び県境を越えた交流・連携を促進するため、福岡県内区間の自動車専用道路による全線開通と、佐賀県及び熊本県側の整備も必要です。また、市内区間では、交通量の増加により、混雑が発生していることから、安全性や快適性の向上を図るため、4車線化の早期着手が求められています。
- 九州新幹線新大牟田駅や有明海沿岸道路、九州自動車道等の交通拠点へのアクセス道路である幹線道路は、交通混雑や事故等が発生していることから、広域道路網としての整備とあわせ、安全な道路環境の確保が求められています。
- 安全で安心な通行の確保や利便性の向上を図るため、市民生活に密着した生活道路の整備が必要となっています。また、橋梁等の道路構造物は、建設後、相当の年数が経過しており、老朽化による損傷の著しい箇所が増加する傾向にあることから、定期的に点検を行い、適切に維持管理する必要があります。
- 鉄道、バス等の公共交通は、人口減少等に伴い、利用者が減少傾向にありますが、高齢者等の交通弱者に配慮しつつ、将来の都市像を見据えた持続可能な公共交通網の維持・確保が求められています。また、路線バスのない一部の地域では、市民の生活交通を確保するため、地区循環バスを運行しています。
- 公共交通による高い人口カバー率を可能な限り維持するため、交通事業者等で構成する地域公共交通活性化協議会において協議を行うとともに、市民には公共交通の利用を呼びかけています。
- 三池港唯一の旅客航路として、島原港を結ぶ高速船が運航されています。利用者が年々減少傾向にあるため、航路の利用促進に向けた啓発等を行っていく必要があります。



施策推進の視点

視点
1

地域活力を向上させる広域道路網の充実

有明海沿岸道路や幹線道路の整備を促進し、移動時間短縮による地域間の交流促進及び広域交通拠点へのアクセス強化や交通混雑の緩和、安全性の確保を図ることで、地域の活力を向上させる広域道路網の充実に努めます。

視点
2

安全で安心な道路空間の確保

市民生活に密着した生活道路については、利用者が安全で安心して通行できる道路空間の確保に努めます。また、橋梁等については計画的に点検や修繕等を行い、長寿命化を図り、道路の安全性の確保に努めます。

視点
3

持続可能な地域公共交通網の形成

国・県、関係機関等と連携しながら、行政、市民、交通事業者の役割分担によって、鉄道やバス、タクシー、旅客船等の利便性向上及び利用促進等を図ります。また、公共交通空白地域の解消に向けた検討を進めるなど、高齢者等の交通弱者に配慮しつつ、公共交通網の維持・確保によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークの形成に努めます。



地区循環バスの運行（倉永校区）

第3章

人にやさしい住まい・住環境が 形成されたまち

基本方針

誰もがずっと暮らしたい、魅力とやさしさがあふれる住環境が形成されたまちを目指します。

そのため、住宅ストックの質の向上・流通促進及び空家等の予防と利活用を図るとともに、住宅セーフティネットの充実により、誰もが住み慣れた地域で、安心して安全に暮らし続けることができる居住環境づくりに努めます。

成果指標	現状値 (令和元年度実績)	目標値 (令和5年度末)
居住支援協議会等における契約件数(累計値)	21件	37件
令和元年空家等実態調査におけるDランク判定空家の件数	403件	283件

現況と課題

- 高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障害者世帯、ひとり親世帯など世帯構成が多様化しており、誰もが地域で安心して暮らしていくための地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の考え方方が重要となっています。市民が安心して暮らせるよう、基本となる「住まい」を確保するための官民による重層的で柔軟な住宅セーフティネットの充実が必要です。
- 市内には多くの空家が点在し、この傾向は高齢化の進行や世帯数の減少等に伴い、さらに空家が増加することが予測されます。空家の増加は、地域の安全や衛生の他コミュニティの活力等にも大きな影響を及ぼすため、活用できる空家は積極的に活用することを促進するとともに、老朽化し危険な空家は、所有者等に適正管理の指導や除却を促すなどの対策が必要です。
- 良質な住宅ストックが将来にわたって継承されるためには、所有者等による適切な維持管理及び品質や性能を高めていくことが重要です。
- 市営住宅のなかには、昭和40年代以前に建設したものが多数あり、現在の居住水準に満たないものもあります。また入居世帯の多くは65歳以上の高齢者のみの世帯となる等、団地内のコミュニティは衰退傾向にあります。計画的な建替えや改善等を行い、適正管理を図ることはもとより、豊かで活力ある集住生活を送るため、コミュニティの活性化を図る必要があります。



施策推進の視点

視点
1

住宅セーフティネットの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保のため、不動産や福祉・医療、法律の関係者や高等教育機関等との協働による住宅セーフティネットの充実を図ります。

視点
2

空家等対策と住宅ストックへの支援

空家対策については、予防・利活用・除却の視点から総合的に取組みを進めます。法及び条例に基づく措置のほか、所有者等の当事者意識の醸成や地域住民の見守り、関連団体等と連携した相談窓口の充実などの取組みを行っていきます。

また、質の高い住宅ストックが将来にわたって継承されるため、市民や業者等への啓発のほかリフォームやリノベーション、耐震化等の促進を図り、住宅市場が活性化する環境整備を促進します。

視点
3

市営住宅の適正な管理と良質なストック形成

市営住宅の適正な管理に努めるとともに、一人暮らし高齢者などの見守りや閉じこもりを防止し、豊かで快適な生活が送れるよう、指定管理者や関連部署等と連携し、市営住宅のコミュニティ活性化を図るとともに、団地の魅力を向上させる施設整備や供給に努めます。

また、市営住宅の建替えや改善にあたっては、長寿命化に配慮し、バリアフリー化等の居住水準の向上に努め、計画的な住宅の供給を図ります。



空家の利活用（地域の交流拠点）

第4章

地球や自然を大切にするまち

基本方針

豊かな自然を守るとともに、将来にわたって持続可能な環境を残していくために、環境への負荷を少なくし、地球や自然を大切にするまちを目指します。

そのため、市民一人ひとりが、自ら地球や自然の現状について理解と認識を深め、環境に配慮するエコ行動を自主的に取り組めるよう支援します。また、地域の実情に対応した衛生的な生活環境の整備を進め、安全で、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
市民のエコ行動の実施率	74.2%	85.0%
生活排水の汚水処理人口普及率	78.6%	88.6%

現況と課題

- 本市は、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向け、生活排水対策や地球温暖化対策、エコ行動等に対する意識の醸成を図りながら、市民、事業者、市民団体、行政の協働により、環境負荷低減に向けた取組みを推進する必要があります。
- 市内を流れる一部の河川における水質は、生活排水が主な原因で環境基準の適合率が低い状態にあり、県から生活排水対策重点地域に指定されています。そのため、引き続き河川の水質悪化の防止に努め、公共用水域の保全を図る必要があります。
- 本市における公共下水道及び合併処理浄化槽等による生活排水の汚水処理人口普及率は、平成30（2018）年度末で78.6%と、全国平均90.9%、福岡県平均92.1%に比べ、未だ低い状況です。生活排水を適正に処理するためには、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えが必要です。そのためには、水洗化促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めることが必要です。
- 本市の公共下水道普及率は、平成30（2018）年度末で65.3%となっており、さらなる整備の推進が必要です。また、本市の公共下水道事業は、着手から50年以上が経過し、老朽化した施設多く存在していることから、計画的な改築更新が必要です。
- 汚水処理施設の未整備区域について、国においては、令和8（2026）年度末を目途に、汚水処理施設整備を概ね完成させる方針を示していることから、本市においても生活排水を適正に処理するため、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替え促進のための環境を整備するとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための情報提供等が必要です。
- 近年、犬や猫などの動物を家族の一員として飼育をする家庭が増えるなど、動物は人々の生活の中で重要な存在となっています。一方で、動物の安易な飼養や放棄、虐待などの問題も生じていることから、動物愛護意識の普及啓発が必要です。



施策推進の視点

視点
1

環境保全行動の促進

市民、事業者等が、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」等の実現に向けた環境を守るエコ行動を実践し、ライフスタイルを環境に配慮した形に変えていくための啓発に取り組みます。あわせて、学校や環境活動団体等と連携しながらESDを推進し、持続可能な社会を創る担い手の育成を進めるための環境に関する学習を推進します。

視点
2

生活排水対策の推進

公共下水道及び合併処理浄化槽による適切な役割分担のもと、効率的な汚水処理施設の普及促進に取り組みます。

また、水洗化を促進するための支援制度の充実を図るとともに、生活環境に対する市民理解を深めるための広報啓発に取り組みます。家庭や事業所から排出されるし尿については、収集の効率化を図りながら適正な収集運搬を行います。

視点
3

安定した下水道サービスの継続

流入水から処理水まで、処理工程の水質管理を徹底し、公共用水域の水質保全を図ります。

また、施設の状況を把握、評価し、長期的な視点による下水道施設の効率的な改築更新と適切な維持管理を行います。さらに、将来にわたって、持続可能な事業運営を行うため、経営基盤の強化に取り組みます。将来における下水道ビジョンを明確化するとともに、下水道事業について、市民理解を深めるため、情報を発信し、共有化を図ります。

視点
4

動物の愛護及び適正飼養の推進

動物の愛護及び適正飼養などに関する知識の普及・啓発を通して、命の大切さや温かさを理解してもらい、動物の適正飼養の推進に努めます。



環境学習会の様子

第5章

資源が循環する 環境にやさしいまち

基本方針

資源の大量消費を抑制するとともにごみの減量化・資源化により、資源が循環することで、環境負荷の少ないまちを目指します。

そのため、地域社会を構成する市民、事業者、行政が各々の責務と役割分担に基づいて協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するとともに、廃棄物の適正処理に取り組みます。

成果指標	現状値 (平成30年度末)	目標値 (令和5年度末)
ごみ総排出量	37,916t	35,045t
ごみの総処理量に対する資源化量の割合	10.6%	13.9%

現況と課題

- 本市では、これまで、循環型社会の構築を目指し、3Rを基本としたごみの減量化・資源化を推進することとし、有料指定袋制度や分別品目の追加など、市民・事業者との協働による発生抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの総排出量は大幅に減少しました。しかし、近年、ごみの総排出量は微減の状況となっており、燃えるごみについては、生ごみや紙類が多く含まれていることから、分別の徹底と指導・啓発の強化等により、さらなる生ごみの減量化と紙類の資源化を図る必要があります。
- 最終処分場の延命化や次期ごみ処理施設の建設規模のコンパクト化を図るためにも、ごみのさらなる減量化・資源化が必要です。
- ごみの適正処理のためには、安定的かつ効率的な収集運搬体制の確保とごみ処理施設の適切な管理運営が必要です。また、不適正処理に対する継続的な監視・指導等の取組みが必要となっています。
- 本市の高齢化率は全国平均を大きく上回る状況にあります。高齢者や障害のある人等によっては、ごみの排出が困難となる状況も増えていることから、「自助・共助・公助」の考え方に基づいた支援を図る必要があります。
- RDF発電事業を中心とした現在の燃えるごみの処理体系は、令和4（2022）年度まで終了となっています。それ以降のごみ処理方法については、既存のRDFセンターでの処理を令和9（2027）年度以降までの5年間以上は継続利用し、その後に新施設を整備することとしており、新施設整備に向けての取組みが必要となっています。



施策推進の視点

視点
1

ごみの減量化・資源化の推進

生ごみ堆肥化や資源物の分別徹底など、3R推進の取組みを継続するとともに、市民・事業者との協働による、さらなるごみの減量化・資源化施策を実施します。また、ごみの排出並びに施設搬入における指導啓発等の取組みを強化します。

視点
2

ごみの適正処理の推進

市民ニーズを踏まえた適正かつ効率的なごみの収集運搬・処理を実施するとともに、ごみの排出が困難な人に配慮し、「自助・共助・公助」の考え方に基づいた支援を図ります。あわせて、不適正処理に対する監視・指導等に取り組みます。また、令和10（2028）年度以降の次期ごみ処理施設整備に向けて取り組みます。

視点
3

廃棄物処理施設の適切な管理運営

大牟田・荒尾RDFセンター、リサイクルプラザ、東部環境センター及び第3大浦谷埋立地の適切な管理運営を行います。リサイクルプラザ及び東部環境センターについては、長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備を実施しながら、延命化・効率化を図るとともに、第3大浦谷埋立地についても、さらなる延命化を図ります。



リサイクル集積所の様子

